



島根県報

平成19年 3 月13日 (火)

号外 第 11 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

条 例

島根県知事の資産等の公開に関する条例及び島根県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例	(総 務 課)	20
使用料及び手数料の額の改定等に関する条例	(")	21
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(")	33
刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(")	34
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(")	34
公立大学法人島根県立大学の設立等に伴う関係条例の整備に関する条例	(")	35
公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定める条例	(")	36
公立大学法人島根県立大学への職員の引継ぎに関する条例	(")	37
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	37
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁総務課)	38
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(")	38
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	39
職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(")	39
島根県副知事定数条例	(")	40
島根県職員定数条例の一部を改正する条例	(")	40
島根県企業局職員定数条例	(")	41
島根県病院局職員定数条例	(")	41
公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	(")	42
島根県県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	43
島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例	(消 防 防 災 課)	43
島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課)	44
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(")	45
島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例	(健康福祉総務課)	46
島根県病院事業管理者の給与等に関する条例	(医 療 対 策 課)	47
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例	(")	48
島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例	(青 少 年 家 庭 課)	54
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の 2 第 3 項の規定に基づく報告に関する条例	(障 害 者 福 祉 課)	55
島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例	(")	56
感染症診査協議会条例の一部を改正する条例	(薬 事 衛 生 課)	56
島根県神戸川河口暫定防災対策事業基金条例を廃止する条例	(河 川 課)	57
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	(建 築 住 宅 課)	57

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁総務課)	58
しまね教育の日を定める条例の一部を改正する条例	(")	59
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	(高校教育課) (義務教育課)	59
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例	(高校教育課)	60
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(")	60
島根県迷惑行為防止条例	(警 察 本 部)	60
島根県留置施設視察委員会条例	(")	64
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	(")	65

公布された条例等のあらまし

島根県知事の資産等の公開に関する条例及び島根県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 5 号)

1 条例の概要

- (1) 郵便貯金が銀行法に規定する預金とされたことに伴う規定の整理
- (2) 金銭信託が有価証券とみなされたことに伴う規定の整理

2 施行期日

1 の(1)については平成19年10月 1 日から、1 の(2)については証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例 (条例第 6 号)

1 条例の概要

(1) 島根県手数料条例の一部改正

ア 医薬品等の試験検査等を製造所以外の施設で行う場合における医薬品等の適合性調査に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
医薬品等の製造販売の承認 (以下「承認」という。) の申請又は輸出用の医薬品等の製造 (以下「製造」という。) をしようとするときに適合性調査を受けようとする者	13,200円
承認の取得後又は製造の開始後 5 年を経過するごとに適合性調査を受けようとする者	39,200円に医薬品等 1 品目につき300円として計算した額を加算した額

イ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料の区分の見直しに伴う規定の整備

ウ 通訳案内士法関係手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
通訳案内士の登録を受けようとする者	5,100円
登録証の訂正を受けようとする者	4,000円
登録証の再交付を受けようとする者	4,000円

(2) 島根県中山間地域研究センター条例の一部改正

研修施設の使用時間等の見直しに伴う規定の整備

(3) 警察に関する手数料条例の一部改正

ア 運転免許試験等に係る手数料の改正

ア 運転免許試験

区 分		改正前	改正後
大型自動車免許又は 中型自動車免許	検査合格者及び指定教習所卒業生	-	1,850円
	特定失効者	-	2,000円
	試験の一部免除を受けない者（公安委員会が提供する自動車を使用しないで受ける場合。以下「自動車不使用」という。）	-	4,950円
	試験の一部免除を受けない者（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合。以下「自動車使用」という。）	-	8,650円
特定第 1 種運転免許 又は大型特殊自動車 第 2 種免許若しくは 牽引第 2 種免許	指定教習所卒業生及び特定失効者	2,050円	2,000円
	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	3,300円	2,950円
	試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	4,400円	4,600円
大型自動車第 2 種免 許、中型自動車第 2 種免許又は普通自動 車第 2 種免許	指定教習所卒業生及び特定失効者	2,100円	2,000円
	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	4,450円	4,500円
	試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	6,650円	7,700円
仮免許	指定教習所修了者	2,050円	2,000円
	失効者	1,700円	1,650円
	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	3,300円	3,100円
	試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	4,400円	4,750円

イ) 自動車の運転について必要な技能の有無に関する検査

区 分		改正前	改正後
大型自動車免許又は 中型自動車免許	自動車不使用	2,550円	3,950円
	自動車使用	3,650円	7,650円

ロ) 限定解除審査

区 分	改正前	改正後
自動車使用	2,800円	3,350円

ハ) 技能検定員審査

区 分	改正前	改正後
大型自動車免許又は中型自動車免許	-	24,700円

特定第1種免許	14,750円	14,100円
大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許	22,050円	22,450円

㊦ 教習指導員審査

区 分	改正前	改正後
大型自動車免許又は中型自動車免許	-	15,650円
特定第1種免許	9,850円	9,500円
大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許	12,550円	13,300円

㊧ 再試験

区 分	改正前	改正後
大型自動2輪車免許 又は普通自動2輪車 免許	自動車使用 3,000円	3,550円

㊨ 講習(新設)

区 分	手数料の額
大型自動車免許又は中型自動車免許取得時講習	1時間につき 4,700円
大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許取得時講習	1時間につき 3,150円

㊩ 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査手数料の額から減ずる額(新設)

審 査 細 目	減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,050円
3 交通の方法に関する教則の内容となっている事項	2,150円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	2,200円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,200円
7 1及び2のいずれも免除される場合	14,950円
8 3及び4のいずれも免除される場合	4,600円

㊪ 特定第1種免許に係る技能検定員審査手数料の額から減ずる額

審 査 細 目	改正前	改正後
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	1,450円	1,350円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	2,450円	2,250円
3 交通の方法に関する教則の内容となっている事項	2,200円	2,150円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,200円	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	2,100円	2,050円

6	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,050円	2,000円
7	1 及び 2 のいずれも免除される場合	5,050円	4,650円
8	3 及び 4 のいずれも免除される場合	4,750円	4,600円

- (ロ) 大型自動車第 2 種免許、中型自動車第 2 種免許又は普通自動車第 2 種免許に係る技能検定員審査手数料の額から減ずる額

審 査 細 目		改正前	改正後
1	技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円	4,600円
2	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円	7,950円
3	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円	3,200円
4	自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,850円	2,750円
5	1 及び 2 のいずれも免除される者である場合	15,150円	15,800円

- (ハ) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査手数料の額から減ずる額（新設）

審 査 細 目		減ずる額
1	教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円
2	技能教習に必要な教習の技能	1,300円
3	学科教習に必要な教習の技能	1,250円
4	交通の方法に関する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,450円
5	自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円
6	教習指導員として必要な教育についての知識	1,400円
7	1 及び 2 のいずれも免除される場合	9,200円
8	4 及び 5 のいずれも免除される場合	3,050円

- (ニ) 特定第 1 種免許に係る教習指導員審査手数料の額から減ずる額

審 査 細 目		改正前	改正後
1	教習指導員として必要な自動車の運転技能	1,450円	1,350円
2	技能教習に必要な教習の技能	1,350円	1,300円
3	交通の方法に関する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,300円	1,250円
4	自動車教習所に関する法令についての知識	1,300円	1,250円
5	教習指導員として必要な教育についての知識	1,200円	1,150円
6	1 及び 2 のいずれも免除される場合	4,000円	3,750円
7	3 及び 4 のいずれも免除される場合	2,650円	2,550円

- (ホ) 大型自動車第 2 種免許、中型自動車第 2 種免許又は普通自動車第 2 種免許に係る教習指導員審査手数料の額から減ずる額

審 査 細 目		改正前	改正後
1	教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,900円	4,800円
2	技能教習に必要な教習の技能	2,050円	2,000円
3	自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,850円	2,750円

4 1 及び 2 のいずれも免除される者である場合	8,950円	9,750円
---------------------------	--------	--------

イ 探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料の新設

区 分	手数料の額
新規届出に係る届出証明書の交付	3,600円
変更届出に係る届出証明書の交付	1,500円
届出証明書の再交付	1,000円

(4) 島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正
健康保険等の対象とならない場合の使用料の改定

改 正 前	改 正 後
健康保険点数表の点数 1 点につき 15.75円	健康保険点数表の点数 1 点につき 10.5円

(5) 島根県立体育施設条例の一部改正
電気得点板の使用料の改定

改 正 前	改 正 後
1 日につき 2,300円	1 日につき 160円

(6) 島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正
使用許可の対象施設から、パソコン室を削り、第 5 研修室を追加することとした。

(7) 島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部改正

ア 農業に関する分析等に係る手数料の新設

分析等の内容	手数料の額
成績書の複本の交付	720円

イ 分析等の廃止に伴う規定の整備

(8) 島根県立農業大学校条例の一部改正

ア 授業料の額の改定

改 正 前	改 正 後
111,600円	118,800円

イ 各月分の授業料（最終学年の 3 月分の授業料を除く。）は、その月の 1 日から 26 日までに納付することとした。

(9) 島根県家畜保健衛生所条例の一部改正

ア 検査に係る手数料の新設

検査の種類	手数料の額
ヨーネ病培養検査	1 頭につき 980円
遺伝子学的検査	1 試料につき 900円

イ ワクチン注射の廃止に伴う規定の整備

(10) 島根県産業技術センター条例の一部改正

ア 手数料の新設

区 分	手数料の額
設備機器及び分析等の準備に係る手数料	設備機器を使用する場合は、280円。 分析等を行う場合は、560円
設備機器の使用方法の指導に係る手数料	1 時間につき 3,380円
試料の形質を変更する処理に係る手数料	1 件につき 5,080円以内で知事が定める額

イ 使用料及び手数料の上限額をおおむね20パーセント引き上げることとした。

(11) 島根県立高等技術校条例の一部改正

授業料の額の改定

改 正 前	改 正 後
111,600円	118,800円

(12) 島根県道路占用料徴収条例の一部改正

占用料の新設

占用物件	単 位	占 用 料	
		消費税法適用外	消費税法適用
原動機付自転車、二輪自動車又は自転車の車止め装置 その他の駐車用施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	近傍類似地の土地の地価に0.018を乗じて得た額	近傍類似地の土地の地価に0.0189を乗じて得た額

(13) 島根県立都市公園条例の一部改正

少年野球コーナーのうち、陸上競技に利用する場合を廃止することとした。

(14) 島根県建築基準法施行条例の一部改正

ア 計画に構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合における、建築確認及び建築主事への計画の通知に係る手数料の新設

構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計		手数料の額
構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの	1,000平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 159,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 193,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 211,000円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 262,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	1 の建築物につき 430,000円
構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のもによるもの	1,000平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 211,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 279,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 319,000円

10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 420,000円
50,000平方メートルを超えるもの	1の建築物につき 763,000円

イ 中間検査を受けた建築物の完了検査に係る手数料の新設

建築物の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 9,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 11,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 15,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 21,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 35,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 47,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 110,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 180,000円
50,000平方メートルを超えるもの	申請 1 件につき 370,000円

ウ 中間検査に係る手数料の新設

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 9,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 11,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 15,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 20,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 33,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 45,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 100,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 160,000円
50,000平方メートルを超えるもの	申請 1 件につき 330,000円

2 施行期日

平成19年 4月 1日から施行することとした。ただし、1の(1)のイについては平成19年 4月16日から、1の(3)のアについては平成19年 6月 2日から、1の(3)のイについては平成19年 6月 1日から、1の(4)については建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律附則第 1条本文の政令で定める日又はこの条令の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第 7号)

1 条例の概要

吏員制度の廃止等に伴う次に掲げる条例の規定の整理

- (1) 職員のサービスの宣誓に関する条例
- (2) 参考人等に対する費用弁償等支給条例
- (3) 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例
- (4) 行政財産の使用料に関する条例

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の(2)については公布の日から、1 の(4)については地方自治法第238条の 4 の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (条例第 8 号)

1 条例の概要

次に掲げる条例について、留置場を留置施設に改めることとした。

- (1) 島根県行政手続条例
- (2) 島根県警察本部の内部組織に関する条例

2 施行期日

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律附則第 1 条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (条例第 9 号)

1 条例の概要

- (1) 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

- (2) 次に掲げる条例について、盲学校、ろう学校及び養護学校を特別支援学校に改めることとした。

- ア 県立学校の教育職員の給与に関する条例
- イ 県立学校の職員定数条例
- ウ 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例
- エ 島根県立高等学校等条例
- オ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

公立大学法人島根県立大学の設立等に伴う関係条例の整備に関する条例 (条例第10号)

1 条例の概要

- (1) 島根県情報公開条例の一部改正

実施機関に県が設立した地方独立行政法人を加えることとした。(第 2 条第 1 項関係)

- (2) 島根県個人情報保護条例の一部改正

- ア (1)に同じ。(第 2 条関係)
- イ その他規定の整理

- (3) 島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部改正

経営評価の対象法人から財団法人北東アジア地域学術交流財団を除くこととした。(別表関係)

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定める条例 (条例第11号)

1 条例の概要

公立大学法人島根県立大学の財産のうち、その処分等を行おうとするときに知事の認可を受けなければならない重要な財産は、7,000万円以上の不動産（土地については、1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とすることとした。

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

公立大学法人島根県立大学への職員の引継ぎに関する条例（条例第12号）

1 条例の概要

公立大学法人島根県立大学に職員を引き継ぐ県の内部組織は、島根県立大学（事務局を除く。）並びに島根県立島根女子短期大学（事務局及び図書館を除く。）及び島根県立看護短期大学（事務局及び図書館を除く。）とすることとした。

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 条例の概要

(1) 管理職手当の定額化

管理職手当の月額、管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額100分の25に相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則又は教育委員会規則で定める額とすることとした。

(2) 管理職手当に関する経過措置

平成18年4月1日の給料の切替えに伴う経過措置により切替前の給料月額との差額に相当する給料を支給される職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員等の管理職手当の月額については、平成20年3月31日までの間は、給料月額と当該給料の額との合計額の100分の25に相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則又は教育委員会規則で定める額とすることとした。

(3) 扶養手当の手当額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
扶養親族たる子、父母等のうち3人目以降	5,000円	6,000円

(4) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。

- ア 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- イ 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ウ 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 条例の概要

(1) 減額期間の改正

給与の減額期間を平成19年度まで1年間延長することとした。（第1条関係）

(2) 病院事業管理者の給与の減額

病院事業管理者の給与について副知事等と同様の減額措置を実施することとした。（第3条関係）

2 施行期日

1 の(1)については公布の日から、1 の(2)については平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 条例の概要

(1) 減額期間の改正

給与の減額期間を平成19年度まで 1 年間延長することとした。（第 1 条第 1 項関係）

(2) 管理職手当の定額化に伴う減額方法の改正

管理職手当の月額を、当該額に職員の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を減じた額とすることとした。（第 1 条第 2 項・第 2 条第 2 項・第 3 条第 2 項関係）

(3) 病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること及び公立大学法人島根県立大学の設立に伴う規定の整理

(4) その他規定の整備

2 施行期日等

(1) 1 の(1)については公布の日から、1 の(2)から(4)までについては平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

(2) 1 の(2)から(4)までについては、平成19年 4 月分以後の給与について適用することとした。

島根県副知事定数条例（条例第18号）

1 条例の概要

副知事の定数は、1 人とする事とした。

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第19号）

島根県企業局職員定数条例（条例第20号）

島根県病院局職員定数条例（条例第21号）

1 条例の概要

(1) 島根県職員定数条例の一部改正

ア 知事の事務部局の職員等の定数の改正（第 2 条関係）

区 分		改正前	改正後	増 減
知事の事務部局の職員	一般会計に属する職員	4,030人	3,663人	367人
	特別会計に属する職員	92人	40人	52人
教育委員会の事務部局の職員		313人	302人	11人

イ 地方公営企業の特別会計に属する職員の定数の規定を削除することとした。（第 2 条関係）

ウ 定数の外に置くことができる職員から、職員の休日及び休暇に関する条例に規定する私傷病休暇を与えられている職員を削除することとした。（第 3 条関係）

エ その他規定の整備

(2) 島根県企業局職員定数条例

ア 職員の定数は、93人とする事とした。（第 2 条関係）

イ 次の職員は、定数の外に置くことができることとした。（第 3 条関係）

㊦ 他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員

㊧ 地方公務員法又は職員の退職の事由を定める条例の規定により、退職を命ぜられている職員

㊨ 地方公営企業等の労働関係に関する法律の許可を受けて、労働組合の業務に専ら従事している職員

㊩ 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により、管理者の承認を受けて育児休業をしている職

員

㊦ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の規定により派遣されている

職員

㊧ 長期にわたる研修で知事が定めるものに参加している職員

㊨ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の規定により派遣されている職員

(3) 島根県病院局職員定数条例

ア 職員の定数は、856人とすることとした。(第2条関係)

イ 次の職員は、定数の外に置くことができることとした。(第3条第1項関係)

(2)のイに同じ。

ウ 他の地方公共団体が設置する病院又は診療所に勤務する医師が一時的に不在となる場合に当該医師に代わって診療するため当該地方公共団体に派遣する職員の数として知事が予算の範囲内で定める職員の数は、定数外とすることができることとした。(第3条第2項関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(条例第22号)

1 条例の概要

(1) 職員を派遣することができる公益法人等に、財団法人自治体国際化協会及び公立大学法人島根県立大学を追加することとした。(第2条関係)

(2) その他規定の整備

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

島根県県税条例の一部を改正する条例(条例第23号)

1 条例の概要

(1) 自動車税の証紙徴収及び自動車取得税の賦課徴収に係る知事の権限を島根運輸支局の所在地を管轄する県民センターの長に委任することとした。(第3条関係)

(2) (1)に伴う職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

(3) その他規定の整備

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例(条例第24号)

1 条例の概要

防衛庁長官を防衛大臣に改めることとした。(第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第25号)

1 条例の概要

(1) 題名の改正

改正前	改正後
島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費	島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

負担に関する条例

(2) 知事の選挙におけるピラ作成の公費負担の新設

ア 公費負担は、候補者 1 人につき、公職選挙法で定める枚数以内においてイの㊦又はイにより算定した金額の範囲内で行うこととした。

イ 候補者 1 人につき、ピラ 1 枚当たりの公費負担の限度額を次のとおり定めることとした。

㊦ ピラの作成枚数が 5 万枚以下である場合 7 円30銭

イ) ピラの作成枚数が 5 万枚を超える場合 365,000円と 4 円88銭にその 5 万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ピラの作成枚数で除して得た金額 (1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。)

(3) その他規定の整備

2 施行期日

平成19年 3 月22日から施行することとした。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第26号)

1 条例の概要

(1) 次に掲げる事務を松江市に権限移譲することとした。

ア 身体障害者福祉法に基づく身体障害者相談員の委託

イ 知的障害者福祉法に基づく知的障害者相談員の委託

ウ 工場立地法に基づく事務

㊦ 特定工場の新設又は変更の届出の受理

イ) 届出者に対する設置場所に関する勧告

ウ) 勧告に係る事項の変更の命令

㊦ 特定工場の新設又は変更の実施の制限の期間の短縮

ウ) 氏名等の変更の届出の受理

カ) 地位の承継の届出の受理

(2) 次に掲げる事務を浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、飯南町、斐川町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町及び知夫村に権限移譲することとした。

地方自治法に基づく事務

㊦ 新たに生じた土地の届出の受理及び告示

イ) 町又は字の区域の変更等の届出の受理及び告示

(3) 次に掲げる事務を出雲市、飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に権限移譲することとした。

ア 森林法に基づく事務

㊦ 民有林の開発行為の許可及び監督処分 (面積が 5 ヘクタールを超えないものに限る。)

イ) 保安林の指定又は指定の解除

ウ) 保安林内の立木の伐採又は行為の許可

㊦ 保安林に係る監督処分

イ 農地法に基づく事務

㊦ 農地の転用の許可 (飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町にあっては、面積が 2 ヘクタールを超えないものに限る。イ)において同じ。)

イ) 農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可

ウ) 島根県農業会議の意見の聴取

㊦ 立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転

㊦ 違反転用に対する監督処分

(4) 次に掲げる事務を邑南町に権限移譲することとした。

(3)のアの㊦に同じ。

(5) その他規定の整理

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。ただし、飯南町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に係る1の(3)のイについては平成19年10月1日から、1の(5)については公布の日から施行することとした。

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例(条例第27号)

1 条例の概要

高齢者・障害者総合相談センターの業務を削除することとした。(第3条・第11条・第12条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

島根県病院事業管理者の給与等に関する条例(条例第28号)

1 条例の概要

(1) 病院事業管理者(以下「管理者」という。)に対しては、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当(以下「給与」という。)を支給することとした。(第2条関係)

(2) 地域手当は、医師である場合に限り、支給することとした。(第2条関係)

(3) 給料月額、管理者が、医師でない場合には80万円、医師である場合には100万円とすることとした。(第3条関係)

(4) 地域手当の額は、職員の給与に関する条例に規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員の例により支給することとした。(第4条関係)

(5) 期末手当の額は、特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例を準用することとした。(第5条関係)

(6) 給与の支給については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によることとした。(第6条関係)

(7) 管理者に退職手当を支給することとした。(第7条第1項関係)

(8) 管理者の退職手当の支給は、任期ごとに行うこととした。(第7条第2項関係)

(9) 退職手当の額は、退職の日における管理者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に100分の26を乗じて得た額とすることとした。(第7条第3項関係)

(10) 管理者が公務により旅行するときは、旅費を支給することとした。(第8条第1項関係)

(11) 旅費の支給については、常勤の監査委員の例によることとした。(第8条第2項関係)

(12) 職員の退職手当に関する条例の一部改正(附則第2項関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(条例第29号)

1 条例の概要

(1) 病院局職員の給与の種類及び基準を定めることとした。

(2) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。

ア 職員の給与に関する条例

イ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

ウ 職員の特殊勤務手当に関する条例

エ 職員の定年等に関する条例

オ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

力 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例 (条例第30号)

1 条例の概要

(1) 有害図書類の指定

図書類の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることが不相当であると認めた図書類は、有害図書類として指定されたものとみなすこととした。(第 6 条関係)

(2) 古物商による物品の買受け等

古物商が、青少年の保護者の同意等がある場合を除き、青少年から買受け等を行ってはならない物品に、書籍及び雑誌を含めることとした。(第20条第 3 項関係)

(3) インターネットの利用

何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であって、その内容が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものを青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならないこととした。(第25条関係)

2 施行期日等

1 の(3)については平成19年 4 月 1 日から、1 の(1)及び(2)については同年 7 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の(1)の団体の指定の手続きは、施行前においても行うことができることとした。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の 2 第 3 項の規定に基づく報告に関する条例 (条例第31号)

1 条例の概要

改善命令等を受けた精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者 (入院後 1 年以上経過している者又は入院後 6 月を経過するまでの間に開放処遇の制限を受けている者に限る。) の症状等について、規則で定めるところにより、定期に、知事に報告しなければならないこととした。(第 2 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例 (条例第32号)

1 条例の概要

(1) 設置

県及び市町村が障害者自立支援法の円滑な運用を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、島根県障害者自立支援対策臨時特例基金 (以下「基金」という。) を設置することとした。(第 1 条関係)

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、県が国から交付を受ける障害者自立支援対策臨時特例交付金の額とすることとした。(第 2 条関係)

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。(第 3 条第 1 項関係)

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。(第 4 条関係)

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第 5 条関係)

(6) 条例の失効

この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失うこととした。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。 (附則第2項関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

感染症診査協議会条例の一部を改正する条例 (条例第33号)

1 条例の概要

(1) 感染症診査協議会 (以下「協議会」という。) の設置方法の変更 (第2条関係)

改正前		改正後	
保健所	協議会	保健所	協議会
各保健所	感染症診査協議会 (協議会の名称は、その置かれた保健所の名称を冠する。)	松江保健所 隠岐保健所	島根県松江・隠岐保健所感染症診査協議会
		雲南保健所 出雲保健所 県央保健所	島根県雲南・出雲・県央保健所感染症診査協議会
		浜田保健所 益田保健所	島根県浜田・益田保健所感染症診査協議会

(2) 協議会の委員の定数を15人以内とすることとした。(第3条第1項関係)

(3) 協議会に次に掲げる部会を設置することとした。(第7条第1項関係)

- ア 一般感染症部会
- イ 結核部会

(4) 一般感染症部会は、必要に応じ、保健所ごとに置くことができることとした。(第7条第2項関係)

(5) 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができることとした。(第7条第7項関係)

(6) 結核診査協議会条例の廃止

(7) その他規定の整備

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

島根県神戸川河口暫定防災対策事業基金条例を廃止する条例 (条例第34号)

1 条例の概要

二級河川であった神戸川が一級河川に指定され、神戸川河口の河川管理者が国土交通大臣に変更されたことに伴い、島根県神戸川河口暫定防災対策事業基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例 (条例第35号)

1 条例の概要

(1) 入居者駐車場の使用者の資格として、入居者駐車場の使用料を滞納していないことを加えることとした。(第48条関係)

(2) 次のいずれかに該当するときは、使用者に対してした入居者駐車場の使用の許可を取り消すものとする。 (第51条関係)

- ア 使用者又は同居者がこの条例の規定による過料の処分を受けたとき。

イ 使用者が入居者駐車場の使用料（当該許可以前の許可に係る使用料を含む。）を 3 月以上滞納したとき。

(3) (2)のイは、入居者駐車場の使用料について、この条例の施行の日以後に滞納した月数が 3 月以上となった場合に適用することとした。（附則第 3 項関係）

(4) その他規定の整備

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

1 条例の概要

(1) 他校兼務手当、本分校勤務手当、家畜飼育作業従事手当（牛の削蹄作業）及び教務手当の廃止（第 2 条・第 5 条・第 6 条・第12条・第18条関係）

(2) 手当額の改正（第 3 条第 2 項第 4 号関係）

手 当 名	改 正 前	改 正 後
教員特殊業務手当（部活動指導業務）	1 日 1,200円	1 日1,200円（教育委員会が定める場合にあつては、600円）

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

しまね教育の日を定める条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 条例の概要

引用する法律番号の変更（第 1 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分	改正前	改正後	増 減	
高等学校	教育職員	1,759人	1,716人	43人
	事務職員、技術職員その他の職員	217人	214人	3人
盲学校、ろう学校及び養護学校	教育職員	854人	878人	24人
小学校及び中学校	教育職員	5,331人	5,276人	55人
	事務職員及び技術職員	432人	409人	23人

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 条例の概要

(1) 授業料の額の改定（別表第 2 の 1 の表関係）

区 分	改 正 前	改 正 後
全日制の課程及び専攻科	115,200円	118,800円
定時制の課程	25,200円	28,800円

(2) 受講料の額の改定(別表第2の2の表関係)

単位数(1科目につき)	改 正 前	改 正 後
2単位まで	830円	860円
3単位以上	830円に2単位を超える1単位ごとに200円を加算した額	860円に2単位を超える1単位ごとに210円を加算した額

2 施行期日等

平成19年4月1日から施行することとした。ただし、平成19年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、なお従前の例によることとした。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第40号)

1 条例の概要

債務の免除に関する規定の追加(第2条関係)

(1) 貸付金の種類

県立学校の統合再編成により増加する通学費等の経済的負担を軽減し、教育の機会均等に資するため、知事が指定する中学校を卒業し、かつ、知事が定める期間内に知事が指定する県立学校に入学した者で、遠距離通学又は自宅外からの通学が必要となるものに対して貸し付けた資金

(2) 免除の条件

死亡したとき、又は心身に重度の障害を有することとなったことにより貸付金を返還することができなくなったと認められるとき。

(3) 免除の範囲

債務の全部又は一部

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

島根県迷惑行為防止条例(条例第41号)

1 条例の概要

(1) 題名の改正

改 正 前	改 正 後
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例	島根県迷惑行為防止条例

(2) 目的の改正

この条例は、公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって県民及び滞在者の平穏な生活を保持することを目的とすることとした。(第1条関係)

(3) 禁止される粗暴行為に次の行為を加えることとした。(第2条第1項関係)

正当な理由がないのに、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法の規定により携帯を禁止される刃物を除く。)、鉄棒、木刀その他の他人の身体に危害を加えるのに使用することができる物を通行人、入場者、乗客その他の公衆に不安を覚えさせるような方法で携帯すること。

(4) 卑わいな行為の禁止について次のとおり定めることとした。(第4条関係)

ア 禁止される卑わいな言動についてその内容を定めること。

イ 何人も、正当な理由がないのに、衣服を透かして見ることのできる写真機等を使用して、公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人の下着又は身体の映像を見、又は記録してはならないこと。

ウ 何人も、正当な理由がないのに、写真機等を使用して、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用することができる更衣室その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所における当該状態の人の姿態の映像を記録してはならないこと。

(5) 押売等の防止に関する条例に規定する押売行為等の禁止について定めることとした。(第5条関係)

(6) 人の性的好奇心をそそる見せ物等の営業に係る呼びかけ、ビラの配布等による客の誘引の禁止について定めることとした。(第9条第1項関係)

(7) 客待ちの規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める区域内の公共の場所における客待ちの禁止について定めることとした。(第9条第3項関係)

(8) 人の性的好奇心をそそる写真等を掲載したものであって、電話番号等が記載されているピンクビラ等の配布、掲示等の禁止について定めることとした。(第10条関係)

(9) つきまとい、面会の要求、無言電話、名誉を害する事項の告知等の嫌がらせ行為(ストーカー行為等の規制に関する法律に規定する感情を充足する目的で行われるものを除く。)を反復して行うことの禁止について定めることとした。(第13条関係)

(10) 罰則の引上げ及び新設(第14条関係)

ア 卑わいな行為の禁止又は嫌がらせ行為の禁止に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。

イ ア以外の禁止行為について違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処することとした。

ウ 客待ちをやめるべき旨の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処することとした。

エ 常習としてアの違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとした。

オ 常習としてイの違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。

(11) 両罰規定を設けることとした。(第15条関係)

(12) この条例の適用上の注意として、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用してはならないことを定めることとした。(第16条関係)

(13) 押売等の防止に関する条例の廃止(附則第2項関係)

(14) その他規定の整理

2 施行期日

平成19年6月1日から施行することとした。

島根県留置施設視察委員会条例(条例第42号)

1 条例の概要

(1) 組織

ア 島根県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)の委員の定数は、4人とする事とした。(第2条第1項関係)

イ 委員の任期は、1年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする事とした。(第2条第2項関係)

(2) 委員長

委員長は、委員の互選により選任することとした。(第3条第1項関係)

(3) 会議

ア 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる事とした。(第4条第1項関係)

イ 警察本部長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができることとした。(第4条第2項関係)

2 施行期日

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律附則第1条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例(条例第43号)

1 条例の概要

警察官の定員の改正(第2条関係)

区 分	改正前	改正後	増 減
警部補及び巡查部長	810人	816人	6人
巡查	424人	428人	4人

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

条 例

島根県知事の資産等の公開に関する条例及び島根県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第5号

島根県知事の資産等の公開に関する条例及び島根県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(島根県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第1条 島根県知事の資産等の公開に関する条例(平成7年島根県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金(当座貯金及び普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金(当座貯金及び普通貯金を除く。)」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

(島根県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第2条 島根県議会議員の資産等の公開に関する条例(平成7年島根県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金(当座貯金及び普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金(当座貯金及び普通貯金を除く。)」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次に掲げる規定 平成19年10月1日(以下「施行日」という。)

ア 第1条中島根県知事の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4号の改正規定

イ 第2条中島根県議会議員の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4号の改正規定

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)附則第1条の政令で定

める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(島根県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の島根県知事の資産等の公開に関する条例第 2 条の規定の適用については、施行日前に有していた郵便貯金 (通常郵便貯金を除く。) 及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成17 年法律第102号) 附則第 3 条第10号に規定する旧郵便貯金 (通常郵便貯金を除く。次項において「旧郵便貯金」という。) は、預金とみなす。

(島根県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第 2 条の規定による改正後の島根県議会議員の資産等の公開に関する条例第 2 条の規定の適用については、施行日前に有していた郵便貯金 (通常郵便貯金を除く。) 及び旧郵便貯金は、預金とみなす。

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第 6 号

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例

(島根県手数料条例の一部改正)

第 1 条 島根県手数料条例 (平成12年島根県条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

別表30の項中第30号を第34号とし、第25号から第29号までを 4 号ずつ繰り下げ、同項第24号中「者」の次に「 (試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合を除く。) 」を加え、同号を同項第27号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(28) 法第80条第 1 項の規定に基づく輸出用の医薬品等の製造の開始後 5 年を経過するごとに適合性調査を受けようとする者 (試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合に限る。)	39,200円に医薬品等 1 品目につき300円として計算した額を加算した額
---	--

別表30の項第23号中「者」の次に「 (試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合を除く。) 」を加え、同号を同項第25号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(26) 法第80条第 1 項の規定に基づく輸出用の医薬品等を製造しようとするときに適合性調査を受けようとする者 (試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合に限る。)	13,200円
--	---------

別表30の項中第22号を第24号とし、第11号から第21号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第10号中「者」の次に「 (試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合を除く。) 」を加え、同号を同項第11号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(12) 法第14条第 6 項の規定に基づく製造販売の承認の取得後 5 年を経過するごとに適合性調査を受けようとする者 (試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合に限る。)	39,200円に医薬品等 1 品目につき300円として計算した額を加算した額
---	--

別表30の項第 9 号中「者」の次に「 (医薬品等 (化粧品を除く。第12号及び第25号から第28号までにおいて同じ。) の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行う場合 (以下この項において「試験検査等を外

部試験検査機関等において行う場合」という。)を除く。))を加え、同号の次に次の1号を加える。

(10) 法第14条第6項の規定に基づく製造販売の承認の申請をするときに適合性調査を受けようとする者(試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合に限る。)	13,200円
---	---------

別表41の項第1号中「(次号に該当する者を除く。))」を削り、同号ア中「狩猟免許」を「網猟免許又はわな猟免許」に、「4,000円」を「3,000円」に改め、同号イを次のように改める。

イ ア以外の網猟免許又はわな猟免許	4,000円
-------------------	--------

別表41の項第1号にウ及びエとして次のように加える。

ウ 法第49条各号に掲げる者の第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	4,000円
エ ウ以外の第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	5,300円

別表41の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別表48の項の次に次の1項を加える。

48の2 通訳案内士法 関係手数料	(1) 通訳案内士法(昭和24年法律第210号。以下この項において「法」という。)第18条の規定に基づく登録を受けようとする者	5,100円
	(2) 法第23条第2項の規定に基づく登録証の訂正を受けようとする者	4,000円
	(3) 法第24条の規定に基づく登録証の再交付を受けようとする者	4,000円

(島根県中山間地域研究センター条例の一部改正)

第2条 島根県中山間地域研究センター条例(平成14年島根県条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表の備考第2号中「6月1日から9月30日まで」を「7月1日から8月31日まで」に、「前号」を「第1号」に改め、同号を同表備考第3号とし、同表備考第1号の次に次の1号を加える。

2 この表に定める使用時間以外の時間において施設を使用する場合(前号の規定の適用を受ける場合を除く。)の使用料の額は、1時間までごとに、この表の午後1時から午後5時までの欄に定める使用料の額の1時間当たりの額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(警察に関する手数料条例の一部改正)

第3条 警察に関する手数料条例(平成12年島根県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1の38の項を次のように改める。

38 道路交通法(以下この項において「法」という。)第89条第1項の規定に基づく運転免許試験を受けようとする者	1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験		
	(1) 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	1,850円
	(2) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	2,000円
	(3) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき	4,950円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試

		験を公安委員会が提供する 自動車を使用して受ける場 合にあっては、8,650円)
2	普通自動車免許に係る試験	
(1)	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同 項の規定の適用を受ける場合	1 件につき 2,100円
(2)	法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の 適用を受ける場合	1 件につき 2,050円
(3)	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1 件につき 2,400円 (法第97条第1項第2号に 掲げる事項について行う試 験を公安委員会が提供する 自動車を使用して受ける場 合にあっては、3,400円)
3	特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動 2輪車免許、普通自動2輪車免許又は牽引 ^{けん} 免許をいう。 以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽 引 ^{けん} 第2種免許に係る試験	
(1)	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1 件につき 2,000円
(2)	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1 件につき 2,950円 (法第97条第1項第2号に 掲げる事項について行う試 験を公安委員会が提供する 自動車を使用して受ける場 合にあっては、4,600円)
4	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試 験	
(1)	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1 件につき 2,050円
(2)	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1 件につき 1,650円
5	大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普 通自動車第2種免許に係る試験	
(1)	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1 件につき 2,000円
(2)	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1 件につき 4,500円 (法第97条第1項第2号に 掲げる事項について行う試 験を公安委員会が提供する 自動車を使用して受ける場 合にあっては、7,700円)
6	仮運転免許に係る試験	
(1)	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の 適用を受ける場合	1 件につき 2,000円
(2)	法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の	1 件につき 1,650円

	適用を受ける場合 (3) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき 3,100円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,750円)
--	---	---

別表第1の38の2の項中「大型自動車仮運転免許」の次に「又は中型自動車仮運転免許」を加え、「2,550円」を「3,950円」に、「3,650円」を「7,650円」に改め、同表39の項中「2,800円」を「3,350円」に改め、同表43の項の1を次のように改める。

1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員 審査	1件につき 24,700円
----------------------------------	---------------

別表第1の43の項の3の区分の欄中「大型自動車第2種免許又は」を「大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は」に改め、同項の3の手数料の額の欄中「22,050円」を「22,450円」に改め、同項中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	1件につき 14,100円
-----------------------	---------------

別表第1の45の項の1を次のように改める。

1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員 審査	1件につき 15,650円
----------------------------------	---------------

別表第1の45の項の3の区分の欄中「大型自動車第2種免許又は」を「大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は」に改め、同項の3の手数料の額の欄中「12,550円」を「13,300円」に改め、同項中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1件につき 9,500円
-----------------------	--------------

別表第1の46の項の2の手数料の額の欄中「3,000円」を「3,550円」に改め、同表49の項の4及び5を次のように改める。

4 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	
(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習1時間につき 4,700円
(2) 普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,450円
5 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	
(1) 大型自動2輪車免許に係る講習	講習1時間につき 4,200円
(2) 普通自動2輪車免許に係る講習	講習1時間につき 4,100円

別表第1の49の項の6の手数料の額の欄中「4,100円」を「1,350円」に改め、同項の7の手数料の額の欄中「1,200円」を「3,150円」に改め、同項の8の手数料の額の欄中「1,350円」を「1,200円」に改め、同項の9を削り、同項中10を9とし、11から14までを10から13までとし、同表64の4の項の次に次のように加える。

64の5 探偵業の業務 の適正化に関する法	1件につき 3,600円
--------------------------	--------------

律（平成18年法律第60号）第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者			
64の6 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者		1 件につき	1,500円
64の7 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付を受けようとする者		1 件につき	1,000円

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

審査細目	区 分	技能検定員審査の手数料の額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,950円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	1,350円
	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	7,050円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,750円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,250円
	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	7,950円
3 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円

	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,150円
4 自動車教習所に関する法令 についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る 技能検定員審査	2,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,150円
5 技能検定の実施に関する知 識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る 技能検定員審査	2,200円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,050円
6 自動車の運転技能の評価方 法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る 技能検定員審査	2,200円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,000円
	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員 審査	3,200円
7 道路運送法(昭和26年法律 第183号)第2条第3項に規 定する旅客自動車運送事業及 び自動車運転代行業の業務の 適正化に関する法律第2条第 1項に規定する自動車運転代 行業に関する法令についての 知識	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員 審査	2,750円

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の43の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を、特定第1種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査については3,250円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の43の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第1種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

別表第3(第2条関係)

審 査 細 目	区 分	教習指導員審査の手数料の額から 減ずる額
1 教習指導員として必要な自 動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る 教習指導員審査	4,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	4,100円

	特定第 1 種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
	大型自動車第 2 種免許等に係る教習指導員審査	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	特定第 1 種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	大型自動車第 2 種免許等に係る教習指導員審査	2,000円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第 1 種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第 1 種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第 1 種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第 1 種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円
7 道路運送法第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 条第 1 項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第 2 種免許等に係る教習指導員審査	2,750円

備考

- 1 教習指導員審査を受けようとする者が 1 の項及び 2 の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1 の項及び 2 の項の右欄に定めるところによるほか、別表第 1 の 45 の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については 3,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 900円を、特定第 1 種運転免許に係る教習指導員審査については 1,100円を、大型自動車第 2 種免許等に係る教習指導員審査については 2,950円を減ずるものとする。
- 2 教習指導員審査を受けようとする者が 4 の項及び 5 の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4 の項及び 5 の項の右欄に定めるところによるほか、別表第 1 の 45 の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については 150

円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第1種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

(島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第4条 島根県立病院使用料及び手数料条例(昭和44年島根県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による療養の給付を受けることができる場合 厚生労働省労働基準局長が定めた労災診療費算定基準により算定した額

(4) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定による療養の給付を受けることができる場合 知事が地方公務員災害補償基金と協議して定める額

第2条第2項に次の2号を加える。

(5) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用のある療養の場合 健康保険点数表により算定した点数1点につき15円として計算した額及び食事療養の費用額算定表により算定した額に100分の150を乗じて計算した額

(6) 前各号に掲げる場合以外の場合 健康保険点数表により算定した点数1点につき10円50銭として計算した額及び食事療養の費用額算定表により算定した額に100分の105を乗じて計算した額

(島根県立体育施設条例の一部改正)

第5条 島根県立体育施設条例(昭和52年島根県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表電气得点板の項中「2,300円」を「160円」に改める。

(島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正)

第6条 島根県立青少年社会教育施設条例(平成3年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表の2の(1)のアの表中

和室研修室	590	780	780	1,370	1,570	2,170
-------	-----	-----	-----	-------	-------	-------

を

第5研修室	1,480	1,980	1,980	3,480	3,980	5,480
和室研修室	590	780	780	1,370	1,570	2,170

に改め、別表の2の(1)のイの表中

パソコン室	貸切りの場合	1,480	1,980	1,980	3,480	3,980	5,480
	貸切りでない場合(1人につき)	400	550	550	940	1,100	1,490

を削る。

(島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第7条 島根県農業技術センター分析等手数料条例(昭和26年島根県条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表1の表の見出し中「に関する分析」を「に関する分析等」に改め、同表中

分析の種類	分析の内容
-------	-------

を

分析等の種類	分析等の内容
--------	--------

に改め、同表1の項第7号中「、乾

土効果、温度上昇効果」を削り、同表5の項を次のように改める。

5 その他	(1) 成績書の複本の交付	1 通につき	720円
	(2) その他の分析	1 試料 1 項目につき	2,360円

別表 2 の表 1 の項第 6 号を削り、同表 3 の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

(島根県立農業大学校条例の一部改正)

第 8 条 島根県立農業大学校条例(昭和57年島根県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「111,600円」を「118,800円」に改める。

第 7 条第 3 項中「15日」を「26日」に改め、「入学を許可された日の属する月に納付すべき額にあっては同日から同月末日まで、」を削り、「2月」を「、2月」に改める。

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第 9 条 島根県家畜保健衛生所条例(昭和44年島根県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 3 の項を次のように改める。

3 ヨーネ病			
(1) エライザ法による検査	1 頭につき		700円
(2) ヨーニン検査	1 頭につき		230円
(3) ヨーネ病培養検査	1 頭につき		980円

別表第 3 中 4 の項を 5 の項とし、3 の項を 4 の項とし、2 の項の次に次のように加える。

3 遺伝子学的検査	1 試料につき	900円
-----------	---------	------

別表第 4 中 3 の項及び 4 の項を削り、5 の項を 3 の項とし、6 の項から 9 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

(島根県産業技術センター条例の一部改正)

第 10 条 島根県産業技術センター条例(平成13年島根県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「使用者は使用料を、」を「使用者又は」に、「は手数料」を「(以下「依頼者」という。)は、使用料又は手数料(以下「使用料等」という。)」に改め、同条第 2 項中「9,280円」を「9,530円」に改め、同条第 4 項中「使用料又は手数料(以下「使用料等」という。)」を「使用料等」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 使用料等は、使用者にあっては第 3 条第 1 項の承認を受けたときに、依頼者にあっては各種の分析等を依頼するときに、納付しなければならない。ただし、知事が別に納付期限を定めたときは、この限りでない。

別表中「」を「」に改め、同表第 16 号中

「720円」を「780円」に、「480円」を「570円」に、「280円」を「330円」に、「610円」を「730円」に、「350円」を「420円」に改め、同号を同表第 19 号とし、同表第 15 号中「3,300円」を「3,480円」に、「1,780円」を「1,960円」に改め、同号を同表第 17 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

18 試料の調製	1 件につき	5,080円以内で知事が定める額
----------	--------	------------------

別表第 14 号中「9,280円」を「10,970円」に改め、同号を同表第 16 号とし、同表第 13 号中「7,400円」を「8,010円」に改め、同号を同表第 15 号とし、同表第 12 号中「16,440円」を「18,040円」に改め、同号を同表第 14 号とし、同表第 11 号中「18,190円」を「19,480円」に改め、同号を同表第 13 号とし、同表第 10 号を同表第 12 号とし、同表第 9 号中「21,860円」を「23,000円」に改め、同号を同表第 11 号とし、同表第 6 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同表第 5 号中「6,090円」を「6,410円」に改め、同号を同表第 7 号とし、同表第 4 号中「106,190円」を「127,420円」に改め、同号を同表第 6 号とし、同表第 3 号を同表第 5 号とし、同表第 2 号中「30,970円」を「32,930円」に改め、同号を同表第 4

号とし、同表第1号中「13,750円」を「14,310円」に改め、同号を同表第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

1 準備料	1件につき	設備機器を使用する場合は、280円。分析等を行う場合は、560円
2 設備機器の使用方法に係る指導	1時間につき	3,380円

別表備考中第3号を第5号とし、同表備考第2号中「において、」の次に「設備機器の使用方法に係る指導又は」を加え、「分析等の時間に」を「当該時間に」に改め、同号を同表備考第4号とし、同表備考第1号中「分析等の種類」を「区分」に改め、同号を同表備考第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

3 この表において「試料の調製」とは、分析等に係る試料の粉碎その他試料の形質を変更する処理をいう。

別表備考第2号の前に次の1号を加える。

1 この表において「準備料」とは、設備機器又は分析等に使用する機器の準備、試料の確認その他の設備機器又は分析等の準備に係る手数料をいう。

(島根県立高等技術校条例の一部改正)

第11条 島根県立高等技術校条例(昭和44年島根県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「111,600円」を「118,800円」に改める。

(島根県道路占用料徴収条例の一部改正)

第12条 島根県道路占用料徴収条例(昭和28年島根県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中

「	その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.0063を乗じて得た額	Aに0.0084を乗じて得た額	」
---	--------	----------------	----------------	-----------------	-----------------	---

を

「	その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.0063を乗じて得た額	Aに0.0084を乗じて得た額	」
令第7条第8号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.018を乗じて得た額		Aに0.0189を乗じて得た額		」

に改める。

(島根県立都市公園条例の一部改正)

第13条 島根県立都市公園条例(昭和49年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第5の1の(1)の表中

陸上競技に利用する場合	生徒・児童が利用する場合	460円	700円	1,170円	180円
	その他の者が利用する場合	2,360円	3,540円	5,910円	930円
その他の場合(1面につき)	生徒・児童が利用する場合	310円	460円	780円	120円
	その他の者が利用する場合	1,580円	2,360円	3,940円	630円

を

生徒・児童が利用する場合	310円	460円	780円	120円
その他の者が利用する場合	1,580円	2,360円	3,940円	630円

に改める。

(島根県建築基準法施行条例の一部改正)

第14条 島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条に後段として次のように加える。

この場合において、同表 1 の項の左欄に掲げる者（市の建築主事に対して申請しようとする者を除く。）は、受けようとする確認に係る計画が知事の構造計算適合性判定を要する建築物（以下「適合性判定建築物」という。）を含む場合は、同表の右欄に定める額に 1 の適合性判定建築物につき別表第 5 の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を加算した額の手数料を納付しなければならない。

第11条に次の 1 項を加える。

2 法第18条第 2 項の規定に基づく通知に係る計画が適合性判定建築物を含む場合における当該通知をしようとする者は、1 の適合性判定建築物につき別表第 5 の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

第13条第 1 項中「及び法」を「、法」に改め、「に基づく完了検査」の次に「及び法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく中間検査」を加え、「又は完了検査の申請に係る手数料の額」を「、完了検査の申請に係る手数料又は中間検査の申請に係る手数料の額（別表第 5 の右欄に掲げる額を除く。）」に、「第11条」を「第11条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第11条」を「第11条第 1 項」に改める。

別表第 4 の 4 の項第 1 号左欄中「(2)」の次に「及び(3)」を加え、同項第 2 号右欄中「区分」の次に「（中間検査を受けた場合にあっては、(2)の区分）」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 完了検査を受けようとする建築物が、法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく中間検査を受けた建築物である場合（以下この項において「中間検査を受けた場合」という。）	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 9,000円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 11,000円
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 15,000円
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 21,000円
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 35,000円
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 47,000円
キ 床面積の合計が、2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 110,000円
ク 床面積の合計が、10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 180,000円
ケ 床面積の合計が、50,000平方メートルを超えるもの	申請 1 件につき 370,000円

別表第 4 の 4 の項の次に次の 1 項を加える。

4 の 2 法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく中間検査を受けようとする者	
(1) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 9,000円
(2) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 11,000円
(3) 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 15,000円

方メートル以内のもの	
(4) 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請1件につき 20,000円
(5) 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請1件につき 33,000円
(6) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請1件につき 45,000円
(7) 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	申請1件につき 100,000円
(8) 中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	申請1件につき 160,000円
(9) 中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	申請1件につき 330,000円

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5(第11条関係)

	床面積の合計	手数料の額
構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの	1,000平方メートル以内のもの	159,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	193,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	211,000円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	262,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	430,000円
構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のものによるもの	1,000平方メートル以内のもの	211,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	279,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	319,000円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	420,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	763,000円

備考 この表の床面積の合計は、適合性判定建築物ごとに構造計算適合性判定を行う部分について算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中別表41の項の改正規定 平成19年4月16日
 - (2) 第3条中別表第1に64の5の項から64の7の項までを加える改正規定 平成19年6月1日
 - (3) 第3条中前号に掲げる規定以外の規定 平成19年6月2日
 - (4) 第14条の規定 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)附

則第 1 条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(警察に関する手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下この項において「法」という。)附則第 6 条の規定により中型免許とみなされる法第 4 条の規定による改正前の道路交通法第84条第 3 項の普通自動車免許を受けている者及び法附則第10条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて中型免許を受けた者に対する第 3 条の規定による改正後の警察に関する手数料条例別表第 1 の規定の適用については、同表の46の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「規定する普通自動車」とあるのは「規定する道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)第 4 条の規定による改正前の道路交通法の規定による普通自動車又は普通自動車」と、同表の49の項(法第108条の 2 第 1 項第10号に掲げる講習に係る部分に限る。)中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。

(島根県立農業大学校条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に島根県立農業大学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

(島根県産業技術センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に第10条の規定による改正前の島根県産業技術センター条例第 3 条第 1 項の規定により設備機器の使用の承認を受けている者に係る使用料及び同条例第 5 条第 1 項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

(島根県立高等技術校条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日の前日において現に島根県立高等技術校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第 7 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

- 第 1 条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年島根県条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 2 号」を「次号」に改め、同条第 2 号中「警察官並びに県警察の事務吏員及び技術吏員」を「警察法(昭和29年法律第162号)第56条第 2 項に規定する地方警察職員」に改める。

(参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部改正)

- 第 2 条 参考人等に対する費用弁償等支給条例(昭和32年島根県条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「第109条第 5 項、第109条の 2 第 4 項又は第110条第 4 項」を「第109条第 6 項、第109条の 2 第 5 項又は第110条第 5 項」に改め、同条第 2 号中「第109条第 4 項、第109条の 2 第 4 項又は第110条第 4 項」を「第109条第 5 項、第109条の 2 第 5 項又は第110条第 5 項」に改める。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

- 第 3 条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和32年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 項第 1 号中「及び」の次に「地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)による改正前の」を加え、「本項中」を「本条中」に改め、同項第 5 号中「第 9 条第 1 項」を「第 9 条の 2 第 1 項」に改め、同項第10号中「第111条」を「第109条」に改める。

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第4条 行政財産の使用料に関する条例(昭和39年島根県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

第4条第1号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から、第4条の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)中地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第8号

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(島根県行政手続条例の一部改正)

第1条 島根県行政手続条例(平成7年島根県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「留置場(警察本部又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。)」を「留置施設」に改める。

(島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正)

第2条 島根県警察本部の内部組織に関する条例(昭和36年島根県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第17号中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)附則第1条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第9号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第1条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和32年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条第3項第8号中「学校教育法」を「学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)による改正前の学校教育法」に改める。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第25条の2第1項及び第3項中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第 2 の表第 1 号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校（以下「特殊教育学校」という。）」を「特別支援学校」に改め、同表第 2 号から第 4 号までの規定中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改める。

（県立学校の職員定数条例の一部改正）

第 3 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「県立盲学校、ろう学校及び養護学校」を「県立特別支援学校」に改める。

（県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第 4 条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

（島根県立高等学校等条例の一部改正）

第 5 条 島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 1 条、第 2 条及び第10条中「並びに盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

別表第 1 の 2 の表の見出しを次のように改める。

2 特別支援学校

（教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第 6 条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

公立大学法人島根県立大学の設立等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第10号

公立大学法人島根県立大学の設立等に伴う関係条例の整備に関する条例

（島根県情報公開条例の一部改正）

第 1 条 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「内水面漁場管理委員会」の次に「並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項中「、実施機関の職員」の次に「（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第 7 条第 2 号ウ中「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第 3 章中第20条の前に次の 1 条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第19条の 2 県が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく異議申立てをすることができる。

第20条第 1 項中「（昭和37年法律第160号）」を削る。

（島根県個人情報保護条例の一部改正）

第 2 条 島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「内水面漁場管理委員会」の次に「並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加える。

第4条第2項第1号中「県の職員及び」を「県の職員、」に、「又は職員」を「並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員（以下この号において「県職員等」という。）又は県職員等」に改める。

第7条第1項第5号中「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第9条中「の職員」の次に「（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。第52条及び第54条において同じ。）」を加える。

第3章第4節中第34条の前に次の1条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第33条の2 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正等の決定若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく異議申立てをすることができる。

第34条第1項中「（昭和37年法律第160号）」を削る。

第46条第1項第2号中「総理大臣」を「総務大臣」に改める。

（島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部改正）

第3条 島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例（平成14年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表中 「財団法人北東アジア地域学術交流財団
財団法人しまね海洋館」を「財団法人しまね海洋館」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（島根県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際第1条の規定による改正前の島根県情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同条の規定による改正後の島根県情報公開条例の相当規定により県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為又は県が設立した地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

（島根県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際第2条の規定による改正前の島根県個人情報保護条例（以下「改正前の個人情報保護条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により知事に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同条の規定による改正後の島根県個人情報保護条例の相当規定により県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為又は県が設立した地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第11号

公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定める条例

公立大学法人島根県立大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、適

正な見積価額)が7,000万円以上の不動産(土地については、1件2万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

公立大学法人島根県立大学への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第12号

公立大学法人島根県立大学への職員の引継ぎに関する条例

公立大学法人島根県立大学に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項に規定する条例で定める内部組織は、島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例を廃止する条例(平成18年島根県条例第49号。以下「廃止条例」という。)による廃止前の島根県立大学条例(平成11年島根県条例第54号)第2条の規定により設置された島根県立大学(事務局を除く。)並びに廃止条例による廃止前の島根県立短期大学条例(昭和39年島根県条例第1号)第2条の規定により設置された島根県立島根女子短期大学(事務局及び図書館を除く。)及び島根県立看護短期大学(事務局及び図書館を除く。)とする。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第13号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項を次のように改める。

2 管理職手当の月額、管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25に相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

第8条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(平成20年 3 月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第76号)附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の職員の給与に関する条例第7条の2第2項の規定の適用については、平成20年 3 月31日までの間は、同項の規定中「管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第76号)附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）の一部を次のように改正する。
附則第11項中「、第7条の2第2項」を削り、「給与条例第7条の2第2項、」を「給与条例」に改める。

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第14号

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項を次のように改める。

- 2 管理職手当の月額、管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25に相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

第18条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（平成20年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置）

- 2 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される教育職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える教育職員についてのこの条例による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例第17条の2第2項の規定の適用については、平成20年3月31日までの間は、同項の規定中「管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「給料月額と県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「、第17条の2第2項」を削り、「給与条例第17条の2第2項及び」を「給与条例」に改める。

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第15号

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項を次のように改める。

- 2 管理職手当の月額、管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25に相当する額を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

第16条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(平成20年 3 月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (平成17年島根県条例第78号) 附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を支給される教職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える教職員についてのこの条例による改正後の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第15条の 3 第 2 項の規定の適用については、平成20年 3 月31日までの間は、同項の規定中「管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「給料月額と市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (平成17年島根県条例第78号) 附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (平成17年島根県条例第78号) の一部を次のように改正する。

附則第10項中「及び第15条の 3 第 2 項」を削り、「給与条例第15条の 2 第 2 項中」を「同項中」に改め、「と、給与条例第15条の 3 第 2 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成17年改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の額との合計額」」を削る。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第16号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例 (平成15年島根県条例第14号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成19年 3 月31日」を「平成20年 3 月31日」に改める。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(病院事業管理者の給与の特例)

第 3 条 病院事業管理者の給料の月額は、平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日までの間において、島根県病院事業管理者の給与等に関する条例 (平成19年島根県条例第28号) 第 3 条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に 100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附 則

この条例中第 1 条の改正規定は公布の日から、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に 1 条を加える改正規定は平成19年 4 月 1 日から施行する。

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第17号

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の特例に関する条例 (平成15年島根県条例第15号) の一部を次のように改正する。

第1条中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同条ただし書中「ただし、」の次に「管理職手当及び」を加え、同条第1号を次のように改める。

(1) 職員条例第7条の2第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員（本庁の部長又は次長の職にある職員その他のその職務の特殊性を考慮して規則で定める職員に限る。） 100分の10

第1条に次の1項を加える。

2 職員条例第7条の2第1項の規定により支給される管理職手当の月額、特例期間において、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、当該額に前項各号（第3号を除く。）に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

第2条中「、第4条の2」を削り、同条ただし書中「ただし、」の次に「管理職手当及び」を加え、同条第1号を削り、同条第2号中「（前号に掲げる教育職員を除く。）」を削り、同号を同条第1号とし、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とし、同条に次の1項を加える。

2 県立学校条例第17条の2第1項の規定により支給される管理職手当の月額、特例期間において、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に前項第1号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

第3条ただし書中「ただし、」の次に「管理職手当及び」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定は、市町村立学校条例第15条の3第1項の規定により支給される管理職手当について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の改正規定（「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める部分に限る。次項において同じ。）は公布の日から、その他の規定は平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（第1条の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与の特例に関する条例の規定は、平成19年4月分以後の給与について適用し、同年3月分以前の給与については、なお従前の例による。

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

島根県副知事定数条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第18号

島根県副知事定数条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項に規定する副知事の定数は、1人とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

島根県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第19号

島根県職員定数条例の一部を改正する条例

島根県職員定数条例（昭和28年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に見出しとして「（職員の定数）」を付し、同条第1号中「4,030人」を「3,663人」に、「92人」を「40人」に

「地方公営企業の特別会計に属する職員

改め、
企業局の職員 115人
中央病院の職員 664人
湖陵病院の職員 185人
」
を削り、同条第 3 号中「313人」を「302人」に改める。

第 3 条に見出しとして「(定数外の職員)」を付し、同条第 1 号中「普通地方公共団体」を「地方公共団体」に改め、同条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

附則第 4 項を削る。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局職員定数条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第20号

島根県企業局職員定数条例

(定義)

第 1 条 この条例において「職員」とは、島根県企業局に常時勤務する地方公務員(臨時の職員を除く。)をいう。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、93人とする。

(定数外の職員)

第 3 条 次に掲げる職員は、定数の外に置くことができる。

- (1) 他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第 2 項又は職員の休職の事由を定める条例(昭和47年島根県条例第 4 号)第 2 条の規定により、休職を命ぜられている職員
- (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第 6 条第 1 項ただし書の許可を受けて、労働組合の業務に専ら従事している職員
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第110号)第 2 条第 1 項の規定により、管理者の承認を受けて育児休業をしている職員
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年島根県条例第 4 号)第 2 条第 1 項の規定により派遣されている職員
- (6) 長期にわたる研修で知事が定めるものに参加している職員
- (7) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年島根県条例第52号)第 2 条第 1 項の規定により派遣されている職員

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

島根県病院局職員定数条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第21号

島根県病院局職員定数条例

(定義)

第1条 この条例において「職員」とは、島根県病院局に常時勤務する地方公務員（臨時の職員を除く。）をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、856人とする。

(定数外の職員)

第3条 次に掲げる職員は、定数の外に置くことができる。

- (1) 他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項又は職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第4号）第2条の規定により、休職を命ぜられている職員
- (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を受けて、労働組合の業務に専ら従事している職員
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により、病院事業管理者の承認を受けて育児休業をしている職員
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年島根県条例第4号）第2条第1項の規定により派遣されている職員
- (6) 長期にわたる研修で知事が定めるものに参加している職員
- (7) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）第2条第1項の規定により派遣されている職員

2 前項に定めるもののほか、他の地方公共団体が設置する病院又は診療所に勤務する医師が一時的に不在となる場合に当該医師に代わって診療するため当該地方公共団体に派遣する職員の数として知事が予算の範囲内で定める職員の数は、定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第22号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第22号を第24号とし、第15号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、第14号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (16) 公立大学法人島根県立大学

第2条第1項中第13号を第14号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 財団法人自治体国際化協会

第5条中「通勤」の次に「（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。第7条第1項において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第23号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を第 4 号とし、同項第 7 号中「第51条第 7 号」を「第51条第 6 号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 8 号を第 6 号とし、第 9 号を第 7 号とし、同条第 2 項中「知事又は」及び「（知事にあつては、自動車税に関するものに限る。）」を削り、同条第 3 項中「知事又は」を削る。

第 4 条第 1 項の表自動車税の項中「自動車の所有者」を「普通徴収による場合は、自動車の所有者」に改め、同項に次のように加える。

証紙徴収による場合は、島根運輸支局の所在地

第 4 条第 1 項の表固定資産税の項の次に次の 1 項を加える。

自動車取得税	島根運輸支局の所在地
--------	------------

第46条第 6 号中「結核予防法（昭和26年法律第96号）」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の 2 第 1 項若しくは第 3 項」に改める。

第51条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

第60条第 3 号中「結核予防法」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の 2 第 1 項若しくは第 3 項」に改める。

第63条第 4 号中「第51条第 6 号」を「第51条第 5 号」に、「一般貸切用」を「一般乗合用」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正前の島根県県税条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に知事に対してされた申請その他の行為で、同日以後においては東部県民センターの長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、東部県民センターの長がした処分その他の行為又は東部県民センターの長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

3 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「（人事委員会規則で定める職員を除く。）」を削る。

島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第24号

島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成16年島根県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第25号

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例(平成6年島根県条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名中「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成」を「選挙運動」に改める。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「選挙運動用自動車」を「法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)」に改める。

第4条中「前条の」の次に「規定による」を加える。

第9条を第12条とする。

第8条中「前条の」の次に「規定による」を加え、「ところにより算定した」を削り、「第6条後段」を「第9条後段」に改め、同条を第11条とする。

第7条を第10条とする。

第6条中「第8条各号」を「第11条各号」に、「ポスターの」を「法第143条第1項第4号の2の個人演説会告知用ポスター(島根県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第5号のポスター(以下「ポスター」と総称する。)の」に改め、同条を第9条とする。

第5条の次に次の3条を加える。

(ピラの作成の公費負担)

第6条 候補者(島根県知事の選挙における候補者に限る。)は、第8条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定める金額に法第142条第1項第3号のピラ(以下「ピラ」という。)の作成枚数(当該作成枚数が、同号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ピラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(ピラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ピラの作成を業とする者との間においてピラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ピラの作成に係る公費の支払)

第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるピラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたピラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該ピラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段

において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ピラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ピラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該ピラの作成枚数が 5 万枚以下である場合 7 円30銭
- (2) 当該ピラの作成枚数が 5 万枚を超える場合 365,000円と 4 円88銭にその 5 万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ピラの作成枚数で除して得た金額 (1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。)

附 則

この条例は、平成19年 3 月22日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第26号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (平成11年島根県条例第45号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 8 号右欄中「ものにあつては松江市、浜田市、出雲市」を「ものにあつては松江市、浜田市」に改め、同表第12号左欄の(2)中「(14)」を「(7)」に改め、同表第27号右欄を次のように改める。

各市町村

第 2 条の表第30号左欄の(5)中「指定」の次に「 (法第25条第 1 項若しくは第 2 項又は第25条の 2 第 1 項の規定により保安林として指定されている民有林に係るものを除く。以下(42)まで同じ。) 」を加え、同号右欄を次のように改める。

(1)から(4)までに係る事務にあつては松江市、出雲市、飯南町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町、(5)から(42)までに係る事務にあつては松江市、出雲市、飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町

第 2 条の表第31号右欄を次のように改める。

(1)から(10)までに係る事務にあつては松江市、出雲市、飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町 ((1)に規定する農林水産大臣との協議を要する許可に係るものにあつては、松江市及び出雲市に限る。)、(11)に係る事務にあつては松江市及び出雲市

第 2 条の表に次の 3 号を加える。

32 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第12条の 3 第 1 項の規定による身体障害者相談員の委託 (委託する業務が 2 以上の市町村の区域にわたる場合を除く。)	松江市
33 知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第15条の 2 第 1 項の規定による知的障害者相談員の委託	松江市
34 工場立地法 (昭和34年法律第24号。以下この号において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第 6 条第 1 項の規定による特定工場の新設の届出の受理 (2) 法第 7 条第 1 項の規定による特定工場となる日以後最初に行われる変更の届出の受理 (3) 法第 8 条第 1 項の規定による特定工場の変更の届出の受理 (4) 法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出者に対する勧告 (5) 法第10条第 1 項の規定による勧告に係る事項の変更の命令	松江市

(6) 法第11条第2項の規定による実施の制限の期間の短縮	
(7) 法第12条の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出の受理	
(8) 法第13条第3項の規定による地位の承継の届出の受理	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の表第8号及び第12号の改正規定は公布の日から、同表第31号の改正規定（飯南町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に係る部分に限る。）及び附則第3項の規定は平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際次の表の左欄に掲げる法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に同欄に掲げる法律の規定により知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同表の中欄に掲げる事務で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同表の左欄に掲げる法律の適用については、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村長のした処分その他の行為又は同欄に掲げる市町村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

森林法（昭和26年法律第249号）	この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の表第30号左欄に掲げる事務	出雲市長、飯南町長、邑南町長、海士町長、西ノ島町長、知夫村長、隠岐の島町長
農地法（昭和27年法律第229号）	改正後の条例第2条の表第31号左欄に掲げる事務	出雲市長、海士町長
工場立地法（昭和34年法律第24号）	改正後の条例第2条の表第34号左欄に掲げる事務	松江市長

3 第2条の表第31号の改正規定（飯南町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に係る部分に限る。）の施行の際農地法の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日（以下「改正規定の施行日」という。）前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為のうち、改正後の条例第2条の表第31号左欄に掲げる事務で改正規定の施行日以後においては飯南町長、西ノ島町長、知夫村長又は隠岐の島町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、改正規定の施行日以後における同法の適用については、それぞれ飯南町長、西ノ島町長、知夫村長又は隠岐の島町長のした処分その他の行為又は飯南町長、西ノ島町長、知夫村長又は隠岐の島町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第27号

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例

島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第11条第1項の表中

「

母子福祉センターの業務
高齢者・障害者総合相談センターの業務

」を

「

母子福祉センターの業務

」に

改める。

第12条第 1 項の表中

「

高齢者・障害者総合相談センターの業務	日曜日及び祝日法による休日
--------------------	---------------

」を

削る。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

島根県病院事業管理者の給与等に関する条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第28号

島根県病院事業管理者の給与等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第 3 項の規定に基づき、病院事業管理者の給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第 2 条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）に対しては、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当（以下「給与」という。）を支給する。ただし、地域手当は、医師である場合に限り、支給する。

(給料月額)

第 3 条 給料月額は、80万円とする。

2 管理者が医師である場合の給料月額は、前項の規定にかかわらず、100万円とする。

(地域手当)

第 4 条 地域手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号。以下「一般職給与条例」という。）第 9 条の 3 の規定の例による。

(期末手当)

第 5 条 期末手当の額は、特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例（昭和30年島根県条例第23号）第 2 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項中「給与月額」とあるのは、「給料月額及び地域手当の額の合計額」と読み替えるものとする。

(給与の支給)

第 6 条 第 2 条から前条までに規定する給与の支給については、一般職給与条例の適用を受ける職員の例による。

(退職手当)

第 7 条 管理者が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

2 管理者の退職手当の支給は、任期ごとに行う。

3 退職手当の額は、退職の日における管理者の給料月額に次項及び第 5 項の規定により計算した在職月数を乗じて得た額に100分の26を乗じて得た額とする。

4 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、管理者としての引き続いた在職期間による。

5 前項の規定による在職期間の計算は、管理者となった日から退職した日までの月数による。この場合において、当該在職期間に1月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

6 前各項に定めるもののほか、管理者に対する退職手当の支給については、職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）第2条第3項、第5条第4項、第6条第1項、第9条から第10条の3まで、第12条及び第13条の規定の例による。

（旅費）

第8条 管理者が公務により旅行するときは、旅費を支給する。

2 旅費の支給については、特別職の職員の給与等に関する条例（昭和23年島根県条例第88号）第4条に規定する常勤の監査委員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

2 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「（以下「職員」という。）」を削り、同項第1号中「出納長」の次に「、病院事業管理者」を加え、同条第2項中「職員について」を「前項各号に掲げる者以外の職員（以下「職員」という。）について」に改める。

第4条の4中「退職日給料月額が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表6号俸の額に相当する額以上である者その他」を「25年以上勤務し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものその他の」に改める。

第4条の9第1項第1号中「79,200円」を「62,500円」に改め、同項第2号中「62,500円」を「50,000円」に改め、同項第3号中「50,000円」を「45,850円」に改め、同項第4号中「45,850円」を「41,700円」に改め、同項第5号中「41,700円」を「33,350円」に改め、同項第6号中「33,350円」を「25,000円」に改め、同項第7号中「25,000円」を「20,850円」に改め、同項第8号中「20,850円」を「16,700円」に改め、同項第9号中「16,700円」を「0」に改め、同項第10号を削り、同条第4項第1号中「及び第3号」を削り、「第8号」を「第7号」に、「第10号」を「第9号」に、「同項第9号」を「同項第8号」に改め、同項第2号中「（次号に掲げるものを除く。）」を削り、同項第3号を削る。

第6条第2項第1号中「（第4条の9第4項第3号に掲げる者を除く。）」を削る。

附則第9項及び第10項中「日本電信電話株式会社法」を「日本電信電話株式会社等に関する法律」に改める。

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第29号

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、病院局の企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 病院局の企業職員（以下「病院局職員」という。）で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

- 2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。
- 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

（給料表）

第 3 条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

- 2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。
- 3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第 2 項及び第 3 項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

（給料の調整）

第 4 条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し、適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

（管理職手当）

第 5 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するものについて支給する。

（初任給調整手当）

第 6 条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

（扶養手当）

第 7 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

（地域手当）

第 8 条 地域手当は、当分の間、医師及び歯科医師に対して支給する。

（住居手当）

第 9 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第 3 号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（県が設置する公舎を貸与されている職員その他管理者の定める職員を除く。）
- (2) 当該職員の所有に係る住宅（管理者の定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他管理者の定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して 5 年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの
- (3) 第11条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（県が設置する公舎その他管理者の定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はその者との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

（通勤手当）

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃

等」という。)を負担することを常例とする職員(第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。)その他の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員
(単身赴任手当)

第11条 単身赴任手当は、公署を異にする異動若しくは在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動若しくは公署の移転の直前の住居から当該異動若しくは公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員又は当該職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員に対して支給する。

(特殊勤務手当)

第12条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

(特地勤務手当)

第13条 特地勤務手当は、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として管理者が指定するもの(以下「特地公署」という。)に勤務する職員に対して支給する。

2 職員が住居を移転した場合(管理者が指定する場合に限る。)において、当該移転の直後に勤務する公署が特地公署又は管理者が指定するこれらに準ずる公署(以下「準特地公署」という。)に該当するときは、当該職員に対して、管理者が指定する期間、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に勤務する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対して、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(時間外勤務手当)

第14条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者の定める時間を除く。)について、管理者が定める額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第15条 職員には、正規の勤務日が休日又は代休日(以下「休日等」という。)に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

(夜間勤務手当)

第16条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(宿日直手当)

第17条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第14条、第15条第2項及び前条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第18条 管理職員特別勤務手当は、第5条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月及び12月に職員の在職期間に応じて支給する。

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6 月及び12月に職員の勤務成績に応じて支給する。

(退職手当)

第21条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者
- (2) 地方公務員法第28条第 4 項の規定による失職(同法第16条第 1 号に該当する場合を除く。)をした者
- (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第11条の規定に該当し退職させられた者

(手当の額の基準)

第22条 職員の手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第 1 号)、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和46年島根県条例第 5 号)及び職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第 8 号)に規定する職員の手当の額を基準とし、地方公営企業の特異性及び実態を考慮して管理者が定めるものとする。

(特定職員についての適用除外)

第23条 第14条、第15条第 2 項及び第16条の規定は、第 5 条の規定に基づき管理職手当を支給される職員には適用しない。

2 第 6 条から第 9 条まで、第11条及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員には適用しない。

(給与の減額)

第24条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 職員が介護休暇又は部分休業(当該職員がその 3 歳に満たない子を養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第25条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。

(専従休職者の給与)

第26条 地方公営企業等の労働関係に関する法律第 6 条第 1 項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第27条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第110号)第 2 条第 1 項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(臨時的任用職員の給与)

第28条 地方公務員法第22条第 2 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づいて任用された職員については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(非常勤職員の給与)

第29条 病院局職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 を削る。

第15条の 2 第 1 項中「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては20,000

円、」及び「その他の」を削り、「7,200円」を「、7,200円」に改め、同項ただし書中「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては30,000円、」を削り、「10,800円」を「、10,800円」に改める。

第15条の3第1項中「又は中央病院の院長」を削り、同条第2項中「、管理職員にあっては」及び「、中央病院の院長にあっては当該額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額」を削り、同項ただし書中「それぞれ」を削る。

第15条の5第2項中「中央病院の院長にあっては、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額、」を削る。

第15条の11中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第5のアの医療職給料表(1)の表中

「		97		484,300				
		特1						728,000
		特2						784,000
		特3						843,000
		特4						922,000
」								」

を

「		97		484,300				」
---	--	----	--	---------	--	--	--	---

に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5のイの医療職給料表(2)の表備考中「、病院」を削り、別表第5のウの医療職給料表(3)の表備考中「、病院」及び「、助産師」を削る。

別表第10の2級の項及び3級の項中「病院」を「保健所」に改め、同表4級の項中「病院の院長若しくは副院長」を「保健所の所長」に、「これら」を「これ」に改める。

別表第12の2級の項中「、助産師」を削り、同表3級の項中「、主任助産師」及び「、助産師」を削り、同表5級の項中「看護師長」を「保健所の課長」に改め、同表6級の項中「局長」を「本庁の課長」に改め、同表7級の項中「局長の」を「本庁の課長の職務又はこれに相当する」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年島根県条例第59号)の一部を次のように改正する。

題名中「企業職員」を「島根県企業局職員」に改める。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「基づき、」の次に「企業局の」を加える。

第2条第1項中「企業職員」を「企業局の企業職員(以下「企業職員」という。)」に改め、同条第3項中「。以下同じ」を削る。

第6条第2項及び第7条中「の各号」を削る。

第9条を次のように改める。

(特地勤務手当等)

第9条 特地勤務手当は、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として管理者が指定するもの(以下「特地公署」という。)に勤務する職員に対して支給する。

2 職員が住居を移転した場合(管理者が指定する場合に限る。)において、当該移転の直後に勤務する公署が特地公署又は管理者が指定するこれらに準ずる公署(以下「準特地公署」という。)に該当するときは、当該職員に対して、管理者が指定する期間、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に勤務する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対して、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支

給する。

第17条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者
 - (2) 地方公務員法第28条第 4 項の規定による失職（同法第16条第 1 号に該当する場合を除く。）をした者
 - (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第11条の規定に該当し退職させられた者
- 第17条の 2 中「職員の退職手当に関する条例」の次に「（昭和29年島根県条例第 8 号）」を加える。

第17条の 3 第 2 項中「、第 6 条」を削る。

第22条中「第 6 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項第 2 号」に改める。

第23条中「企業職員」を「企業局職員」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

4 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第22号までを 1 号ずつ繰り上げ、第23号を削り、第24号を第22号とし、第25号から第33号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 5 条第 1 項第 1 号中「第 3 号及び第 4 号」を「次号」に改め、同項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、同条第 2 項中第 2 号及び第 3 号を削り、同項第 4 号中「前項第 4 号」を「前項第 2 号」に改め、同号を同項第 2 号とする。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第23条第 1 項中「、中央病院、湖陵病院」を削り、同条第 2 項第 1 号中「（人事委員会規則で定める職員が行う看護の業務にあつては、590円）」を削る。

第24条を次のように改める。

（夜間特殊業務手当）

第24条 夜間特殊業務手当は、水産技術センターに勤務する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）において漁業用無線の通信業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務 1 回につき980円とする。

第25条第 1 項第 2 号中「、中央病院、湖陵病院」及び「（中央病院又は湖陵病院にあつては診療放射線技術者である職員を除く。）」を削る。

第26条を次のように改める。

（機能回復訓練従事手当）

第26条 機能回復訓練従事手当は、保健所に勤務する理学療法士又は作業療法士の資格を有する職員が機能訓練の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1 日につき420円とする。

第27条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同項第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同項第 2 号とする。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

第39条第 2 項中「、病院業務従事手当」を削る。

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

5 職員の定年等に関する条例（昭和59年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「受ける職員」の次に「及び島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号）第 3 条第 1 項の規定による給料表（医師及び歯科医師に適用される給料表に限る。）の適用を受ける職

員」を加える。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

6 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「(職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号。以下「給与条例」という。))の医療職給料表(1)の4級の特4号給の額」を「で922,000円」に、「給与条例の医療職給料表(1)の4級の特4号給の額に相当する額」を「922,000円」に改める。

第6条第1項中「給与条例」を「職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号。以下「給与条例」という。)」に改め、同条第3項中「管理職員又は中央病院の院長」を「管理職員が」に改め、「。以下「任期付研究員条例」という。」を削り、「職員」を「職員が」に、「同条第2項中「管理職員に」を「当該管理職員に」、「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員に」を「当該職員」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

7 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「(職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号。以下「職員給与条例」という。))の医療職給料表(1)の4級の特4号給の額」を「で922,000円」に、「職員給与条例の医療職給料表(1)の4級の特4号給の額に相当する額」を「922,000円」に改める。

第5条第1項中「職員給与条例第3条から第4条まで」を「職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号。以下「職員給与条例」という。))第3条、第4条」に、「並びに企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「、島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例」に、「企業職員給与条例」を「企業局職員給与条例」に改め、「第16条の規定」の次に「並びに島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年島根県条例第29号。以下「病院局職員給与条例」という。))第3条から第7条まで、第9条、第14条から第16条まで及び第20条の規定」を加え、同条第3項中「管理職員又は中央病院の院長」を「管理職員が」に、「採用された職員」を「採用された職員が」に、「同条第2項中「管理職員に」を「当該管理職員」に、「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(中央病院の院長を除く。))」を「当該職員」に改め、同条第6項中「企業職員給与条例」を「企業局職員給与条例」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 特定任期付職員に対する病院局職員給与条例第18条の規定の適用については、同条中「第5条の規定に基づき管理職手当を支給される職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第30号

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和40年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 雑則(第25条 第28条)」を

「第5章 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止(第25条) 」、

第6章 雑則(第26条 第29条)

第31条」を「第30条 第32条」に改める。

第6条第2項に次の1号を加える。

(3) 図書類の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることが不相当であると認めた図書類

第20条第3項中「(書籍及び雑誌を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

第31条中「第29条」を「第30条」に改め、同条を第32条とする。

第30条を第31条とする。

第29条第4項第4号中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条を第30条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第28条を第29条とし、第27条を第28条とする。

第26条中「第6条第1項」の次に「若しくは第2項第3号」を加え、同条を第27条とする。

第25条第1項中「第6条第1項」の次に「若しくは第2項第3号」を加え、同条第3項中「第6条第2項各号」を「第6条第2項第1号若しくは第2号」に改め、同条を第26条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止

第25条 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容が青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものを青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項に1号を加える改正規定、第20条第3項の改正規定、第25条の改正規定(同条を第26条とする部分を除く。)及び第26条の改正規定(同条を第27条とする部分を除く。)は平成19年7月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の島根県青少年の健全な育成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第2項第3号に規定する団体の指定及びこれに関し必要な行為は、平成19年7月1日前においても、改正後の条例第26条及び第27条の規定の例により行うことができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第31号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第38条の2第3項の規定に基づき、法第22条の4第2項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期の報告)

第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、規則で定めるところにより、定期的に、知事に報告しなければならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第32号

島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例

(設置)

第1条 県及び市町村が障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の円滑な運用を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、島根県障害者自立支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、県が国から交付を受ける障害者自立支援対策臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

感染症診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第33号

感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

感染症診査協議会条例(平成11年島根県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第5項」を「第24条第6項」に改める。

第2条を次のように改める。

(設置)

第2条 法第24条第2項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる保健所について同表の右欄に掲げる協議会を置く。

島根県松江保健所及び島根県隠岐保健所	島根県松江・隠岐保健所感染症診査協議会
島根県雲南保健所、島根県出雲保健所及び島根県県央保健所	島根県雲南・出雲・県央保健所感染症診査協議会
島根県浜田保健所及び島根県益田保健所	島根県浜田・益田保健所感染症診査協議会

第 3 条第 1 項中「 3 人以上 6 人以内」を「15人以内」に改める。

第 5 条第 2 項中「委員 3 人以上」を「委員の過半数」に改める。

第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条中「協議会」の次に「及び部会」を加え、「その置かれた」を「知事が定める」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(部会)

第 7 条 協議会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を審議する。

(1) 一般感染症部会 結核を除く感染症に関すること。

(2) 結核部会 結核に関すること。

2 前項第 1 号に規定する一般感染症部会は、必要に応じ、保健所ごとに置くことができる。

3 部会に属すべき委員は、3 人以上とし、委員長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

7 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

8 前 2 条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第 5 条第 1 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第 2 項中「過半数」とあるのは「3 人以上」と、第 6 条中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年 4月 1 日から施行する。

(結核診査協議会条例の廃止)

2 結核診査協議会条例(昭和26年島根県条例第49号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる感染症の診査に関する協議会の会議は、この条例による改正後の感染症診査協議会条例第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

島根県神戸川河口暫定防災対策事業基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年 3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第34号

島根県神戸川河口暫定防災対策事業基金条例を廃止する条例

島根県神戸川河口暫定防災対策事業基金条例(昭和39年島根県条例第35号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第35号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第47条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「使用期間」を「使用の場所」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の許可の有効期間は、使用の許可の日から1年以内の3月31日までとする。

第48条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 入居者駐車場の使用料を滞納していないこと。

第51条第6項中「、第3項」を「、第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項第6号」を「第2項第5号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項第1号から第5号まで」を「第1項各号又は第2項第1号から第4号まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項第1号中「第48条」の次に「（第1項第3号を除く。）」を加え、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対してその入居者駐車場の使用の許可を取り消すものとする。

(1) 使用者又は同居者が第71条の規定による過料の処分を受けたとき。

(2) 使用者が入居者駐車場の使用料（当該許可以前の許可に係る使用料を含む。）を3月以上滞納したとき。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の島根県営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）第51条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にした行為に対する過料の処分について適用する。

3 改正後の条例第51条第1項第2号の規定は、入居者駐車場の使用料について、施行日以後に滞納した月数が3月以上となった場合に適用し、施行日以後に滞納した月数が3月に満たない場合で施行日前に滞納した月数と施行日以後に滞納した月数との合計が3月となったときの使用者に対する入居者駐車場の使用の許可の取消しについては、なお従前の例による。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第36号

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、第15号を削る。

第3条第1項各号列記以外の部分中「県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同項第3号中「県教育委員会が定める対外運動競技等」を「教育委員会が定める対外運動競技等」に改め、同号イ中「同条例」を「勤務時間条例」に、「県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同号エ中「第22条の7」を「第22条の9」に改め、同号オ中「県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条第2項第1号中「県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同項第4号中「1,200円」の次に「（教育委員会が定める場合にあつては、600円）」を加える。

第5条及び第6条を次のように改める。

第5条及び第6条 削除

第 8 条、第 9 条第 1 項及び第10条第 1 項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第11条第 1 項中「市町村立学校」を「市町村立の小学校又は中学校（以下「市町村立学校」という。）」に改め、「講師」の次に「（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を加える。

第12条第 1 項中「次に掲げる」を「家畜又は家きんのふん尿を直接処理する」に、「第 1 号に掲げる作業にあつては、県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、1 日につき320円とする。

第14条第 1 項及び第15条第 1 項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第17条第 1 項中「県教育委員会が」を「教育委員会が」に、「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条第 2 項を削る。

第20条の見出し及び同条第 1 項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第 2 項中「県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

しまね教育の日を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第37号

しまね教育の日を定める条例の一部を改正する条例

しまね教育の日を定める条例（平成14年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育基本法（昭和22年法律第25号）」を「教育基本法（平成18年法律第120号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第38号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

（県立学校の職員定数条例の一部改正）

第 1 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,759人」を「1,716人」に、「217人」を「214人」に、「854人」を「878人」に改める。

（市町村立学校の教職員定数条例の一部改正）

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5,331人」を「5,276人」に、「432人」を「409人」に改める。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第39号

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中「115,200円」を「118,800円」に、「25,200円」を「28,800円」に改め、別表第2の2の表中「830円」を「860円」に、「200円」を「210円」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において現に島根県立の高等学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、編入学し、転学し、又は転籍した者に係る授業料の額は、この条例による改正後の島根県立高等学校等条例別表第2の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第40号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

県立学校統合再編 成通学支援資金	県立学校の統合再編成により増加する通 学費等の経済的負担を軽減し、教育の機 会均等に資するため、知事が指定する中 学校を卒業し、かつ、知事が定める期間 内に知事が指定する県立学校に入学した 者で、遠距離通学又は自宅外からの通学 が必要となるものに対して貸し付けた資 金	死亡したとき、又は心身に重 度の障害を有することとなった ことにより貸付金を返還するこ とができなくなったと認められ るとき。	債務の全部又は一 部
---------------------	---	---	---------------

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

島根県迷惑行為防止条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第41号

島根県迷惑行為防止条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年島根県条例第34号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって県民及び滞在者の平穏な生活を保持することを目的とする。

（粗暴行為の禁止）

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、空港、埠頭、興行場、飲食店その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）又は自動車、電車、バス、船舶、航空機その他の公共の乗物（以下「公共の乗物」という。）において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、言い掛かりをつけ、すぐむ等不安を覚えさせるような言動をすること。

(2) 正当な理由がないのに、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第22条の規定により携帯を禁止される刃物を除く。）、鉄棒、木刀その他の身体に危害を加えるのに使用することができる物を通行人、入場者、乗客その他の公衆に不安を覚えさせるような方法で携帯すること。

2 何人も、祭礼又は興行その他の娯乐的催物に際し多数の人が集まっている公共の場所において、正当な理由がないのに、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等により、その場所における混乱を誘発し、又は助長するような行為をしてはならない。

（たかり行為の禁止）

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、つきまとい、言い掛かりをつけ、すぐむ等迷惑を覚えさせるような言動により、金品を要求してはならない。

（卑わいな行為の禁止）

第4条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 衣服その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から又は直接に人の身体に触れること。

(2) 人の下着又は身体（これらのうち衣服等で覆われている部分に限る。以下次号及び次項において同じ。）を見ること。

(3) 写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を使用して、人の下着又は身体の映像を記録すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、正当な理由がないのに、衣服等を透かして見ることでできる写真機等を使用して、公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人の下着又は身体を見、又はこれらの映像を記録してはならない。

3 何人も、正当な理由がないのに、写真機等を使用して、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用することができる更衣室その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所における当該状態の人の姿態の映像を記録してはならない。

（押売行為等の禁止）

第5条 何人も、住居、店舗、事務所、事業所その他これらに類する場所（以下「住居等」という。）を戸別に訪れて、物品の販売、買受け若しくは交換、物品の加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄附の募集（以下「販売等」という。）を行うに際し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 相手方に販売等を行うことを断られたにもかかわらず、速やかに立ち去らないこと。

(2) 相手方又はその場に居合わせた者に対し、害を加えるような氣勢を示し、又は犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をほめかす等不安を覚えさせるような言動をすること。

(3) 相手方又はその場に居合わせた者に対し、不安を覚えさせるような著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- (4) 相手方の住居等、建造物、器物等にいたずらをする事。
- (5) 相手方の承諾がないのに、玄関、勝手口、縁側、廊下、庭その他これらに類する場所にすわり込み、又はこれらの場所で物品を展示し、若しくはあさること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、相手方又はその場に居合わせた者に対し、困惑又は嫌悪の念を抱かせるような言動をすること。
- (7) 相手方に身分、物品の内容その他の事実を著しく誤解させるおそれのある言動をすること。

(不当な販売行為等の禁止)

第6条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に対して販売等を行うに際し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をほのめかす等不安を覚えさせるような言動をすること。
- (2) 不安を覚えさせるような著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (3) 身分、物品の内容その他の事実を著しく誤解させるおそれのある言動をすること。

(不当な対価等の要求行為の禁止)

第7条 何人も、相手方の依頼又は承諾がないのに、物品の作成若しくは配布をし、物品の加工若しくは修理、遊芸その他の役務を提供し、又は広告をして、その対価又は報酬を要求してはならない。

(迷惑をかける景品買い行為の禁止)

第8条 何人も、ぱちんこ屋又はその付近において、ぱちんこ屋の営業者が客に賞品として交付した物品を転売するため又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又はつきまとして、買い、又は買おうとしてはならない。

(不当な客引行為等の禁止)

第9条 何人も、公衆の目に触れるような場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について、客引きをし、又は人に呼び掛け、若しくはビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示することによる客の誘引(以下「誘引」という。)をすること。
- (2) 異性による接待(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。)をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について、客引きをし、又は誘引(当該誘引に係る異性による接待が人の性的好奇心をそそるために人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。)をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、つきまとう等執ような方法で客引きをすること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

3 何人も、第1項第1号又は第2号の客引き又は誘引(以下この項において「客引き等」という。)の状況を勘案して客待ちの規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める区域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で公衆の目に触れるような方法で客待ちをしてはならない。

4 警察官は、前項の規定に違反して客待ちをしていると認められる者に対し、当該客待ちをやめるべき旨を命ずることができる。

(ピンクビラ等の配布行為等の禁止)

第10条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次の各号のいずれかに該当する内容を掲載したものであって、電話番号その他の連絡先を記載したビラ、パンフレットその他の物品(以下「ピンクビラ等」という。)を配布してはならない。

- (1) 人の性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿態の写真又は絵
- (2) 人の性的好奇心に応じてその人に接触する役務を表す卑わいな文言

2 何人も、公衆電話ボックス内、公衆便所内その他公衆の用に供する建築物内又は公衆の見やすい場所に、ピンクビラ等をはり付けその他の方法により掲示し、又は配置してはならない。

3 何人も、正当な理由がないのに、人の住居等又は自動車、自転車その他の乗物にピンクピラ等を配り、又は差し入れではない。

(入場券等の不当な売買行為の禁止)

第11条 何人も、入場券、観覧券その他公共の娯楽施設を利用し得る権利を証する物又は乗車券、急行券その他公共の運送機関を利用し得る権利を証する物(以下「入場券等」という。)を、不特定の者に転売するため又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、入場券等を公衆に発売する場所において、買い、又は公衆の列に加わって買おうとしてはならない。

2 何人も、転売する目的で得た入場券等を公共の場所において、不特定の者に、売り、又はつきまとって売ろうとしてはならない。

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第12条 何人も、人が遊泳し、又は手漕ぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、正当な理由がないのに、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇を蛇行して航行し、急転回し、疾走させる等により、遊泳し、又は手漕ぎのボートその他の小舟に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

(嫌がらせ行為の禁止)

第13条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定する感情を充足する目的で行われるものを除く。)を反復して行ってはならない。この場合において、第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他当該特定の者がその通常所在する場所の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又はこれらの場所に押し掛けること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

(4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

(罰則)

第14条 第4条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第2条、第3条、第5条から第8条まで、第9条第1項若しくは第2項又は第10条から第12条までの規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

3 第9条第4項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

4 常習として第1項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

5 常習として第2項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第2項(第9条第1項若しくは第2項又は第10条に係る部分に限る。)又は前条第3項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

(適用上の注意)

第16条 この条例の適用に当たっては、県民及び滞在者の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用することがあってはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

(押売等の防止に関する条例の廃止)

2 押売等の防止に関する条例(昭和33年島根県条例第16号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する改正前の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例又は前項の規定による廃止前の押売等の防止に関する条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

島根県留置施設視察委員会条例をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第42号

島根県留置施設視察委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第21条第6項の規定に基づき、島根県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員の定数は、4人とする。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、2回に限り再任されることができる。

4 公安委員会は、委員に委員たるにふさわしくない非行があったときその他特別の理由があると認めるときは、任期中においても、当該委員を解任することができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 警察本部長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、警察本部警務部において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)附則第1条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、警察本部長が招集するものとする。

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第43号

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

島根県地方警察職員定員条例（昭和32年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「810人」を「816人」に、「424人」を「428人」に改める。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

